平成２４年（フ）第２２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目９番４―507号
債務者　阪下　　唯（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０号
兵庫県西宮市津門大箇町２番10―805号
債務者　坂本　宏子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2070番地
債務者　北川　信昌
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２４号
鳥取県倉吉市宮川町２丁目６番地
債務者　松本　泰彦
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１２７号
長崎県長崎市滑石６丁目２番３―805号、旧住所長崎県長崎市大手２丁目14番21号
債務者　吉田　隆行
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿児島市石谷町1845番地10　フィオーレＫ＆ＭⅢ204号
債務者　柳村　　翼
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町10番４号　大山ビル302号
債務者　上潟口　敏
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町10番４号　大山ビル302号
債務者　上潟口理恵
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目５番17号サンハイツ慈眼寺303号
債務者　平橋　裕次
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1524番地
債務者　有馬　光子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４１号
宮城県大崎市鳴子温泉車湯17、住民票上の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字杉ケ崎13番地１
債務者　佐々木雅之
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
宮城県石巻市日和が丘１丁目22番41号、前住所宮城県石巻市穀町16番11―1103号
債務者　横山　信弘
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
宮城県本吉郡南三陸町歌津草木沢172番地２、住民票上の住所宮城県名取市名取が丘２丁目17番18号
債務者　本田　眞吾
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市本吉町平貝123番地　小泉中学校住宅14―１、住民票上の住所宮城県気仙沼市本吉町中島18番地３
債務者　鈴木　紳二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第９９号
秋田市浜田字家後178番地３
債務者　塚田　美貴
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６号
秋田県南秋田郡井川町浜井川字家ノ東134番地３号　ショートステイらいらっく、前住所秋田県南秋田郡井川町浜井川字ヒル子４番地
債務者　半田　欽一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４号
福島市方木田字古川16番地の21
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福島地方裁判所